

登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（仮称）案に関する
御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年6月24日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付

「登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（仮称）案」について、令和7年4月28日から令和7年5月28日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、38件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	災害が頻発する我が国における災害ボランティアは、被災者を明日の自分事として考え応援する、古くからあったことで、時代の流れとともに発達し、定着してきた日本人の伝統的な行動様式の表れの一つだと思う。その災害ボランティアを国や地方公共団体が位置づけるこの度の法改正は、時流に乗り、一定の評価に値すると思うが、災害ボランティアは被災者支援の共助・民間部分の一部であることから、災害時に登録被災者援護協力団体以外の災害支援活動を国や地方公共団体が認めない・制限することにこの度の法改正が繋がらないか不安に思った。また、登録被災者援護協力団体が災害支援活動を行う際は、被災地域の関係者との丁寧な対話や説明を重ねることを改正法で求めるなど災害多発国の国民同士の活動として、節度ある・被災者に寄り添う行動を呼びかけ、これまでの良き伝統行動様式の大切な部分を継承してほしいと思った。	被災者援護協力業務は、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力に関する業務です。登録されない団体の災害支援活動を制限する趣旨ではありません。登録団体が行う被災者援護協力業務が基準を満たし、被災者に寄り添った活動となるよう連携体制の構築を図ります。
2	登録被災者援護協力団体に関する内閣	御指摘の「同程度」とは、被災地で実

	<p>府令（仮称）案についての 2.概要(5)において、(2)の被災者援護協力業務に従事した経験を有する者と「同程度の専門的な知識及び技能を有する者」と規定している。これはどの程度の専門的な知識及び技能を有していればよいのかわからないため、もう少し厳密に定めておくべきなのではないかと思う。これでは、団体に所属する人が専門的な知識及び技能を有していると自分で判断できないため登録にしり込みしてしまう可能性があると思う。</p>	<p>施できる専門技術があり、災害に関する研修等を通じて災害対応の知識が書面上において確認できる者を指します。</p>
3	<p>登録団体の構成員は公務員や会社員か学生が多いと思われるが 会社や学校を休み災害復旧を優先することが可能とは思えない。会社ぐるみしか登録できないでしょう。</p>	<p>被災者援護協力団体登録制度の登録対象となる団体としては、民間企業のほか、被災者援護協力業務に携わるボランティア団体や NPO 等も想定されます。ただし、個人として活動する会社員、学生等は登録対象には含まれません。</p>
4	<p>障害者差別解消法により、合理的配慮の提供が公的機関に義務付けられています。登録制度においても、「適切な認知、判断、意思疎通」が難しい場合でも、手話通訳や意思決定支援などの合理的配慮を講じれば業務遂行が可能なケースがあることを踏まえ、柔軟な運用と周知が必要です。</p> <p>災害時の支援活動においては、多様な経験や視点が必要です。障害当事者が被災者支援に関わることで、特に高齢者や障害者など配慮を必要とする人々へのきめ細かな支援が可能になります。</p> <p>制度設計においても、支援を受けながら参画することを前提とした条項整理をお願いしたいです、</p>	<p>障害を有する方が役員を務める団体であっても、介助者等による必要なサポートを受けて、役員として必要な認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、この欠格要件には該当しません。また、これまでの災害において、障害者団体が被災した障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、共生社会の構成員として様々な方との連携に努めてまいります。</p>
5	<p>「欠格条項の削除をすること」「心身に障害により」が入ることで、辛い思い、悔しい思いをしている人がいます。なぜでしょうか。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、今般の内閣府令において、</p>

	<p>法律に書いてあれば、障害のある人は支援ができない存在だと思います。法律に書いてあれば、障害のある人は支援ができない存在だと思います。そのことが、障害のある人は劣った存在として根付き、差別・偏見へとつながっていきます。</p> <p>2024年12月27日に、優生保護法問題の全面解決に向けて公表された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」とも正反対の対応で大問題です。</p> <p>「心身の障害により」を法律に明記することは、共生社会の実現と違う方向に進むことです。</p> <p>そして「医学モデル」から「社会モデル」「人権モデル」の視点から障害のある人の「社会的障壁」をとりのぞくことは、社会の責務と行動計画で述べています。</p> <p>障害者差別解消法でも、第5条・社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備として規定されています。</p> <p>そして、障害者権利条約、第8条・意識の向上（b）項、総括所見の勧告の立場からも欠格条項の削除と差別の根絶を求めます。</p>	<p>「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>障害を有する方が役員を務める団体であっても、介助者等による必要なサポートを受けて、役員として必要な認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、当該欠格要件には該当せず、申請団体が、その他の必要な登録要件を満たしていれば、被災者援護協力団体としての登録は可能です。</p>
6	<p>意見</p> <p>「役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの」として「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者」として内閣府令で定めるもの」すなわち「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」がいる「被災者援護協力団体は、登録を受けることができない」と記載されているが、この「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>また、これまでの災害において、障害者団体が被災した障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、共生社会の構成員として様々な方との連携に努めてまいります。</p>

	<p>者として内閣府令で定めるもの」および「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の部分とその関連部分の削除を要望する。</p> <p>理由</p> <p>被災地においてはさまざまな市民団体が協働・連携して災害支援活動にあたり、心身に障害のある役員がいる団体であっても被災地における当事者支援においては重要な役割を果たしている。障害を理由に排除すべきではない。</p>	
7	<p>団体の登録条件として、犯罪歴のある人間は不可にしているが、これから犯罪行為を行おうとする人間が混ざる可能性がある。代表者の情報だけ書類提出させるのではなく、労務安全書類（グリーンファイル）と同レベルの書類を提出する義務をつけるべき。</p> <p>他に、団体が被災地で適切で十分なボランティア活動をしているかどうかの判断は、誰がどのようにして何ができていなければ改善命令や登録の取消しがされるのか明確ではない。</p> <p>団体側の基準ではなく、団体から支援を受けた被災者や地方公務員から苦情のあった団体について処分するなど、客観的な判断について決めて追記すべき。</p>	<p>御指摘の犯罪歴に関する登録要件・改善命令・登録の取消については、パブリックコメントの対象ではありませんが、被災者援護協力業務の実施基準に基づいて適切な業務がなされるよう被災地の地方公共団体やNPO等と連携を図ってまいります。</p>
8	<p>「(4) 被災者援護協力団体の登録欠格要件について(2)」にかかわって</p> <p>●法文に「心身の障害により」と欠格条項が残ったことは、障害のある人への差別、偏見を助長する可能性につながることから、きわめて遺憾である。運用にあたっては、障害のある人が障害を理由に排除されることのないようにするために必要な措置を、自治体や市民等に対して幅広く講じていただきたい。</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>そのような運用がなされることがないよう、適切に制度を運用し、被災地の地方公共団体やNPO等と連携を図ってまいります。</p>

	<p>●障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の理念を踏まえ、ご提案の政令案に以下の通り加筆をしていただきたい。「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって、合理的配慮を講じたうえで、なお必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」</p>	
9	<p>被災者の台帳情報の提供を受けることができるという規定は、指定公共機関に対しても存在していないなか、被災者援護協力団体にのみ被災者台帳情報の提供がされると明記されているのは何故か。指定公共機関よりも被災者援護協力団体の方が、公共性が高いという位置づけなのか。</p>	<p>御指摘の被災者台帳の提供に係る法の規定はパブリックコメントの対象外ですが、同条は、登録被災者援護協力団体の活動に当たって、被災者に関する情報が必要となる場合があることから措置された規定です。</p>
10	<p>東日本大震災等の大規模災害時には、日本障害フォーラム等の障害者団体が被災した障害者の支援を行い、大きな成果を上げてきた。障害当事者が被災した障害者を支援することは、困りごとを的確に把握し、適切な支援を行うことができ、本人も安心して支援を受けることができるため、非常に有効である。この事実を踏まえて、被災者援護協力団体には、障害者団体が登録できるようにすることは不可欠であるにも関わらず、改正法に「心身の障害により」という障害者を一律に排除する欠格条項が入ったことは大きな問題である。</p> <p>その上で、被災者援護協力団体の登録欠格要件について2「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定することに関して、知的障害者等の意思の表出が難しい人は、意思決定支援が必要となることを想定した記述が必要である。例えば「日常的に利用している支援者等による意思決定支援等</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>障害を有する方が役員を務める団体であっても、介助者等による必要なサポートを受けて、役員として必要な認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、当該欠格要件には該当せず、申請団体が、その他の必要な登録要件を満たしていれば、被災者援護協力団体としての登録は可能です。</p> <p>Q&Aにかかる御意見については、制度運用の参考にさせていただきます。</p>

	<p>を受けた上でも、必要な認知、」</p> <p>さらに、障害者団体が参画の上で法令を解説する Q&A を作成し、障害者団体の被災した障害者支援の活動を紹介し、排除しないように周知していただきたい。</p>	
11	<p>欠格要件について心身の障害がある人については指摘があったようですが、物質使用障害のある人については指摘さえされていません。</p> <p>中毒者という文言も死語ですが、何より使用障害、依存症の方々の団体には、回復し社会に貢献しておられる団体が数多くあり、欠格要件に一律に該当するというのは見逃すことができません。差別、偏見、誤解を助長すると思います。</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、依存症等含めて、特定の障害や症状のある方を排除する趣旨ではありません。</p>
12	<p>1) 登録制度の導入について</p> <p>今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えるときの指標となる国際基準であるスフィア基準と一体的に使用されている「人道支援の必須基準(CHS)」の第8番目のコミットメントでは「危機や脆弱な状況にある人びとや地域コミュニティ（被災者・被災地域）」が「他者を尊重し、十分な能力があり、管理が行き届いた職員やボランティア」から支援を受けられるように、支援団体・個人は自らの研鑽と実践をすることが記載されている。本登録制度は発災時に支援活動に従事することを想定し、平時から準備している団体・個人による支援の実現に向けて導入されるものである場合、上記の観点からスフィア基準の実現に役立つものと考えます。</p> <p>2) 登録に関する手続き（専門的な知識及び技能について）</p> <p>内閣府担当部署が提出された書類を用いて被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者であるかを判断する際に、「スフィア基準」や CHS を</p>	<p>専門的な知識及び技能については、被災者援護協力業務に従事した経験、または、これと同等の知識及び技能を有する者とすることを考えています。</p> <p>その他、スフィア基準に関する知識については必ずしも求めませんが、団体・個人の研鑽等について、御意見は制度の運用の参考にさせていただきます。</p>

	<p>含む「スフィアハンドブック」(同基準の実現に必要な情報や好事例を加えた実用書)に関する知識があること(例:研修受講歴や修了証の有無)を確認することを提案します。</p>	
<p>13</p>	<p>本登録制度は緊急救援期の公助の担い手を想定するものと理解できる。復興期にはより多様な団体の関わりが必要で公助の枠外の活動との連携も重視いただきたい。この観点から以下の通り意見を送ります。</p> <p>1. 被災者援護協力団体制度(以下、本登録制度)が求める専門性及びその権限の大きさに相応のガバナンスと専門性を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法人に準ずる団体」については組織の実態と運営における責任の所在を確認すること ・登録団体の実態を定期的に確認すること ・組織ならびに知識及び技能の要件については可能な限り客観的な指標を定めること <p>2. 本登録制度のみに頼らない官民連携を構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から自治体がNPO等との対話を重ね、官民連携を日常業務に落とし込むこと ・本登録制度にそぐわない団体(災害支援を専門としない団体、被災者が被災後に設立する団体等)が官民連携から疎外されないための周知と啓発を行うこと ・登録団体が非登録団体と連携して活動をする際の情報共有に関するルールを明確化すること ・仲介役としての災害中間支援組織の育成を行うこと 	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、御意見は必ずしもパブリックコメントの対象ではありませんが、それぞれの御意見については参考にさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者援護協力業務は、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力に関する業務であって、公的な災害支援活動以外の活動を制限する趣旨ではありません。 ・登録団体に対しては、登録されたことだけを理由に何らかの権限が付与されるものではありません。 ・要件の確認については、客観的な書面での確認を行い、被災者支援を行った実績のある団体が適切に登録されるよう運用いたします。 ・登録制度は、登録されない団体を被災者支援活動から排除する趣旨ではありませんが、登録された団体含めた適切な官民連携がはかられるよう制度を運用いたします。 ・その他、組織のガバナンスや制度の運用見直し等の御意見は、参考にさせていただきます。

	<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年限を設けて定期的に本登録制度の運用の見直しを行うこと 	
14	<p>(1) 法人でない団体についても対象とすること、市民社会の裾野の広さを踏まえ歓迎する。</p> <p>(2) 丸数字 6 の業務方法書について、現場の流動的な状況に柔軟に対応可能な内容・様式が望まれる。特に(8)丸数字 3 との関連で、業務方法書に縛られ現場の活動の遅滞や事務負荷が増大しないような配慮が求められる。</p> <p>(5) の丸数字 1 と 2 の関係（およびまたは等）を明確にされたい。専門的な知識及び技能を有するか否かについて、一面的な基準では判断が難しいことから、活動実績、業務経歴、資格等により多面的に判断可能な運用が望まれる。</p> <p>(6) の丸数字 1 と 2 の関係（およびまたは等）を明確にされたい。</p> <p>(8) 被災者援護協力団体の活動が、改正法第 33 条の 2 において「国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力」と位置づけられているが、実際には 1 つの団体が被災地で行う活動を「被災者援護協力業務」と「それ以外の業務（例えば自ら把握した被災者支援ニーズへの対応等）」に区分することは困難と史料する。</p> <p>(8) 丸数字 6 に記載された情報交換や連携を前提として「被災者援護協力業務」の範囲を広く捉え、現場の活動の柔軟性を担保することが望まれる。</p>	<p>(1) について、御意見ありがとうございます。</p> <p>(2) 登録制度の目的の一つは、平時から、官民の互いの信頼の元で連携体制を構築するために、組織の活動実績等の情報を広く公表する仕組みです。業務方法書は、業務方法書に記載した事項以外の活動ができなくなる趣旨のものではありませんが、被災者援護協力業務が適切に実施されることを確保するための書類として提出していただきます。</p> <p>(5) 専門的な知識及び技能については、</p> <p>①被災者援護協力業務に従事した経験又は</p> <p>②これと同等の知識及び技能を有する者です。客観的な書面により、当事者の実績等の略歴を確認することを考えています。</p> <p>(6) については、</p> <p>①登録を受けた被災者援護協力業務の種類並びに②過去に活動の実績がある地方公共団体名及びその実施時期です。</p> <p>(8) について、上述のとおり、公的な災害支援活動以外の活動を制限する趣旨ではありません。</p>
15	<p>内閣府令に「●●の機能の障害」を入れるべきではなく、その点で、示されている内閣府令案「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、特定の障害や症状のある方を排除する趣旨では</p>

	<p>者」に賛成するが、そもそも、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」に、「心身の障害により」という言葉を、入れてはならない。</p> <p>従来、「心身の障害」欠格条項に対応する政省令の規定には、「●●の機能の障害により」が入れられてきた。内閣府令案には無いが、法案条文に「心身の障害により」が入れられているため、「心身の障害」と「業務を適正に行うことができない」という、本来別のことが、結びつけられてしまう。障害理由の欠格条項の廃止を国連から勧告されているにもかかわらず、なぜ、前例を機械的に踏襲して、役員に「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」（法案 33 条の 2 の 3 のホ）を新設しているかが、根本的な問題である。2015 年に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議以来の、インクルーシブ防災が提唱され、障害当事者もその主体として参加することが当然とされる時代に、逆行している。</p>	<p>なく、障害のある当事者の方が防災に参加することを否定する趣旨の規定ではありません。</p> <p>これまでの災害において、障害者団体が被災した障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、共生社会の構成員として様々な方との連携に努めてまいります。</p>
16	<p>法令の解説・Q&A集などにおいて、障害者による災害時の救援活動を紹介し、解説やQ&A集などは、障害者団体の参画の下で作成を。</p> <p>第 3 回国連防災世界会議を機に国際的にも提唱されているインクルーシブ防災、その先駆となってきた、特に阪神淡路大震災以来の、障害者団体による救援活動の実績、障害者差別解消法との整合といった観点から、不可欠なことである。</p> <p>従来から、被災自治体において障害者の死亡率が高く、東日本大震災では総人口に対する死亡率の二倍と報告されている。避難所の環境や一般支援策のありかたが、障害者が利用できないものになっ</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>また、これまでの災害において、障害者団体が被災した障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、共生社会の構成員として様々な方との連携に努めてまいります。</p> <p>インクルーシブ防災に関する御意見は、今後の制度運用の参考にさせていただきます。</p>

	<p>ていると、繰り返し指摘されてきた。障害がある人の日常を知っている障害者団体だからこそ、被災した障害者に必要な情報や支援を迅速に提供して救援することができ、地域防災にもかかわってきた。こうした体験をふまえて、インクルーシブ防災にむけたガイドラインが障害当事者も参画して作成される等の、取組が進んでいる。障害者団体をはじめ、心身の障害がある人が役員に含まれる団体が排除されることが決してないように、強く意識して積極的に取り組む必要がある。</p>	
17	<p>(意見) 国や地域の防災・災害救援に関する会議体における、障害当事者団体の参画の状況について、複合差別を被っている当事者の参画にも着眼して、定期的に調査して公表を。</p> <p>(意見の理由) インクルーシブ防災の基礎になることである。かつ、障害のある人のなかでも女性やマイノリティとされる人の困難が、災害時は特に、複合差別ゆえに増幅することが経験され、問題が指摘されてきている。「心身の障害により」が法案に入れられるような状況だからこそ、当事者参画を強く意識して積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、御意見は必ずしもパブリックコメントの対象ではありませんが、インクルーシブ防災等についての御意見は制度運用の参考にさせていただきます。</p>
18	<p>全般にかかわる意見 (このパブリックコメントの情報アクセシビリティ)</p> <p>このパブリックコメント募集はPDFでしか資料提供されず、意見提出はフォームと郵送に限定されており、視覚障害のある人にとって特にバリアフルなことは問題である。改善するには、要領や概要はPDFのみでなくテキストデータも併せて提供すること、意見提出先としてフォームだけでなく電子メールアドレスも記載することが必要である。</p> <p>(意見の理由)</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、御意見は必ずしもパブリックコメントの対象ではありませんが、御意見については参考にさせていただきます。</p>

	<p>フォームは、視覚障害のある本人が記入することが困難または無理な形式である。電子メールアドレスが表示されていれば、何らかの手段で入力して送信できる人は、少なからずいる。</p> <p>音声読み上げを使っていない人や使えない人もいることをふまえないといけない。PDF しか提供されていない場合、PDF からテキストに変換する操作は、視覚等に障害のある本人には困難な場合が多く、可能な人であっても誤変換のチェックを含めて余分な手数と時間をかけなければならない。テキストデータは、盲ろう者を含めて、障害のある本人がダイレクトに利用できる。従って、最初から、PDF 文書だけでなく、テキストデータを提供することが必要である。</p>	
19	<p>災害対策基本法改正案 第五節 登録被災者援護協力団体 (被災者援護協力団体の登録)</p> <p>ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p><意見>能登半島地震を踏まえといいつながら、救援活動において実績を持っている多数の団体があるにもかかわらず、「心身の障害」を持って被災者援護協力業務を適正に行うことができない者という団体があるかもしれないと推定すること自身、許しがたい差別偏見であり、本来条文から削除すべきである。この規定を運用することはあってはならない。また、「ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」という規定は、絶対的な欠格条項となっているが、「中毒者」というのは、医学的な診断が下されている</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、中毒者に係る法律の条文についてはパブリックコメントの対象外ですが、御意見は参考にさせていただきます。</p>

	<p>(下されたことがある)ものを指すのか、現今、このような診断は、忌避されているものであり、何を指すのかさえ不明である。論理的に考えると「心身の障害」の中で「中毒者」が居ることでもって「業務を適正に行うことができない者」になるのではないか。運用において慎重に行うことと条文の改定が必要である。</p>	
<p>20</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。</p> <p>ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの の欠格条項に関する意見</p> <p>差別偏見を助長する、二ホの欠格条項を除去すべきです。</p> <p>アルコール・薬物依存症は慢性の病気であり回復可能な病気です。多くの人が立ち直って、今苦しんでいる依存症への手助けを長年しているのが現状です。「中毒者」という表現は時代遅れも甚だしく、差別偏見を助長するものです。依存症本人や家族が治療を受けたがらない状況に拍車をかけてしまいました。また、これまでの大震災においても、断酒会等の当事者団体では、私達支援者と協力連携しながら、依存症に関連する相談支援活動に多大な貢献をされてきた実績もあります。アルコール健康障害対策基本法が動き出し10年以上も経過しながら、このような欠格条項が出てくることは許されることではないと考えます。障害者差別につながるこの欠格条項を除外していくべきだと考えます。</p> <p>二ホの条項にひっぱられない運用を望</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、中毒者に係る法律の条文についてはパブリックコメントの対象外ですが、依存症にかかる御意見は参考にさせていただきます。</p>

	みます。	
21	<p>重要な事業を推進いただきありがとうございます。</p> <p>私は日頃より精神障害の障害者団体の代表を務めています。団体では、これまでに東日本大震災や熊本地震の被災体験のある精神障害のある人のインタビュー調査や能登半島地震に際しての被災ボランティアに従事してきました。</p> <p>その経験から、精神障害のある人の被災支援においては同じ経験のある当事者同士のサポートは重要なものと考えております。</p> <p>他方で、今回の改正に伴い、被災者援護協力団体の登録欠格要件が規定されることですが、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の内容については、精神障害者の団体の排除が行われ、またこれからの活動に支障がないか深刻な憂慮をしています。</p> <p>国会答弁では、障害者差別にあたらないという趣旨があったと承知しています。ただ、懸念は払拭されたとは言い難く、当該規定についての必要性については再検討いただくとともに、仮に規定を設けるのであれば、設置の趣旨や目的について詳述をし、「障害を理由にした登録要否の決定を行わないこと」を明記した説明を各所に行っていただくことを提案いたします。</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、特定の障害や症状のある方を排除する趣旨ではなく、障害のある当事者の方が防災に参加することを否定する趣旨の規定ではありません。</p> <p>これまでの災害において、障害者団体が被災した障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、共生社会の構成員として様々な方との連携に努めてまいります。</p> <p>特定の障害や症状があることを理由にした欠格要件の適用がなされることのないよう、制度を運用してまいります。</p>
22	<p>このたびの内閣府令案について、アルコール、薬物などの依存症や精神障害者を欠格事項として挙げられたことに違和感を覚えました。被災者の中には障害を持つ方もおり、また支援者の中にも障害を持ちながらもピアサポーターとして、あるいは回復者カウンセラーとして支援</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、特定の障害や症状のある方を排除する趣旨ではなく、障害のある当事者の方が防災に参加することを否定する趣旨の規定では</p>

	<p>の仕事に従事する方もいます。こうした当事者目線での支援が重要なことは言うまでもありません。ですから、このような欠格事項を記載すると、障害者を排除することに繋がり、これは著しい人権侵害になると考えられます。どうか、この部分をご検討いただき、削除していただくことを望みます。</p>	<p>ありません。</p> <p>これまでの災害において、障害者団体が被災された障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、共生社会の構成員として様々な方との連携に努めてまいります。</p>
<p>23</p>	<p>災害対策基本法改正案における被災者援護協力団体登録制の欠格条項（第三十三条の二3）＝「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」を削除するよう強く求めます。</p> <p>復興が長びくと被災地ではストレスから飲酒量が増え、避難所や仮設住宅でアルコール依存症が顕在化します。</p> <p>参考：被災時の飲酒問題 https://x.gd/X8mtL</p> <p>そのため、断酒会などアルコール依存症の自助グループが、精力的な支援活動を行なってきました。</p> <p>参考：宮城県断酒会の被災地支援 https://x.gd/BOGz4</p> <p>そもそも、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者による被災者援護協力団体とは、どのような団体を想定しているのですか？</p> <p>中毒者という言葉は医学的に適切ではありません。アルコール依存症でかつ飲酒が止まらない状態を指すのであれば、活動自体成り立ちません。依存症を指すのであれば偏見です。</p> <p>依存症では治癒ではなく回復という言葉を使い、何年断酒していても回復途上にあるとの自覚の元、仲間の中で自己洞察を深め、苦しんでいる仲間を助けます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、依存症にかかる御意見は制度運用の参考にさせていただきます。</p>

	<p>この欠格条項は彼らの活動を阻害し、依存症への偏見を煽るものです。</p>	
24	<p>ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>とありますが、病者を差別する極めて問題の大きな欠格条項だと思います。</p> <p>特に「ニ」については、回復できる病気であるにもかかわらず、現代においても何の配慮もなくこのような文言を入れるとは信じられません。</p> <p>削除していただきたいと強く思います。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外です。</p>
25	<p>法案で新設する「登録被災者援護協力団体」から障害者を役員とする団体を排除する、いわゆる欠格条項は障害者権利条約第1条や障害者基本法第1条等に反しています。</p> <p>障害のある人が支援活動に参加できるよう合理的配慮こそ必要です。</p> <p>結核条項の削除を求めます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、特定の障害や症状のある方を排除する趣旨ではありません。</p>
26	<p>ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>こちらの文言が加わると、中毒者と依存症者は定義が異なるが、役所職員の理解度にも違いがあり、現に支援をこれまでも行っているセルフヘルプグループの当事者支援に影響が出ると思います。</p> <p>障害者の排除につながりかねない内容でありインクルーシブを目指す考えに反すると思います。丁寧な内容に変更され</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、依存症等含めて、特定の障害や症状のある方を排除する趣旨ではありません。</p> <p>特定の障害や症状があることを理由にした欠格要件の適用がなされないことがないよう、被災自治体等とも連携し、制度を運用してまいります。</p>

	る事を要望致します。	
27	<p>登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（仮称）案への意見提出</p> <p>2 概要 （4）被災者援護協力団体の登録欠格要件について(2)</p> <p>「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者と規定」されると、援護協力の意思のある障害者が排除される可能性があります。特にニーズの高い障害者が被災した場合、その人のニーズを最もよく理化している仲間の障害者の救援が最も効果的である点を鑑みると、この規定には問題があります。現在は支援付き行動、決定が認められているので、この部分を変更してください。</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、団体の活動方針を決める役員に対して一定の登録要件を設ける趣旨であり、障害のある当事者の方が防災に参加することを否定する趣旨の規定ではありません。</p> <p>また、障害を有する方が役員を務める団体であっても、介助者等による必要なサポートを受けて、役員として必要な認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、当該欠格要件には該当せず、申請団体が、その他の必要な登録要件を満たしていれば、被災者援護協力団体としての登録は可能です。</p>
28	<p>災害対策基本法改正案における被災者援護協力団体登録制の欠格条項（第三十三条の二3）ニに「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」とあるのは不適切です。以下、理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「中毒者」が何を指すのか曖昧で、現場での混乱や差別・偏見の扇動につながる恐れがある。 ●「中毒者」に「使用症者」（既往者、回復途上当事者など）が含むと解釈され、AA・断酒会・DARC・MACなど、現にこの社会で重要な役割を果たしている当事者自助グループを協力団体から排除される懸念が強い。 <p>よって、この欠格条項を削除するよう強く求めます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、当事者自助グループに関する御意見は参考にさせていただきます。</p>

<p>29</p>	<p>NPO 等が被災地で様々な支援を実施し、重要な役割を担える源泉は、ボランティアの自発性から生まれる多様さや自由さ、柔軟さにあります。</p> <p>登録制度によりその長所が減じられないよう運用されることを強く求めます。</p> <p>具体的には、以下の内容を内閣府令にも反映し、基礎自治体まで周知徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援を専門としない団体や発災後に立ち上がった団体など、事前登録していない団体が官民連携の枠組から排除されたり、活動に支障が出ることはないよう配慮すること。 ・官民連携は「委託」についても「上下関係」でなく「協働関係」に基づくことから、災害救助法第八条に新設される「協力命令」という文言については、本来「協力要請」が適切。「協力させる」という文言も対等性に欠ける。法律上の形式的な表現であるとはいえ、実際運用する基礎自治体の行政職員も、市民との対等性や丁寧なコミュニケーションがあつての「協力要請」であるという認識を持てるよう啓発すること。 ・災害時、被災地で多様な主体の連携を支える災害中間支援組織を平時から育成、支援するとともに、都道府県、市区町村での三者連携体制の構築を進める施策を進めること。 	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文についてはパブリックコメントの対象外ですが、御意見は参考にさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者援護協力業務は、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力に関する業務です。登録されない団体の災害支援活動を制限する趣旨ではありません。 ・登録制度に基づく官民連携の取り組みにおいて、登録されたことだけを理由に何らかの権限が付与されたり、上下関係が生じたりすることはありません。 ・都道府県知事が災害救助法による協力命令を発出する場合は、被災者援護協力団体の自主的な活動を尊重する必要があります。
<p>30</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度の導入自体には反対ではありませんが、不特定多数の団体が登録することで、単なる名簿と化し、信頼性に欠ける団体の登録が懸念されます。 ・当団体としては登録せずとも自治体と連携できる場合、事前手続きの必要性を感じにくいです。むしろ登録することで災害前からのネットワーキング形成に 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者援護協力業務は、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力に関する業務です。登録されない団体の災害支援活動を制限する趣旨ではありません。 ・登録制度の目的の一つは、発災時に、被災者支援にあたる地方公共団体がデータベースにアクセスし、被災地

	<p>繋がるなどの取り組みがあると良いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録の受付業務は、内閣府や都道府県の委託を受けた災害中間支援組織（JVOAD、中央共募、JPF、日本財団など、これまでの災害対応の支援調整や助成実績がある組織）が担う形が、官民連携の推進や実績がある団体を把握するうえで有効だと思います。 ・細かな点では、登録要件として定款や登記事項証明書があれば、代表者の住民票提出は省略可能とすべきです。 ・さらに、物資一覧や技能者の略歴、業務方法書などについて、変更時に都度届出が求められる手続きは過度に煩雑であり、実務上の負担が大きくなる懸念があり省略可能とすべきです。 ・また技能者の略歴は個人情報も含まれるため、特に省略可能とすべきと考えます。 	<p>に駆けつけた登録団体の活動実績や業務方法を確認して速やかに連携体制を構築する仕組みを作ることです。そのため、連絡のとれる資料の提出を求めることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能者の略歴については、開示可能な情報を提供いただくこととなります。 ・なお、変更の届出の対象となる情報は、法第33条の2第6項の規定になります。 ・また、災害発生前のネットワーク形成等に関する御意見は、制度運用の参考にさせていただきます。
31	<p>1 災害対策基本法の改正のなかで、被災者援護協力団体の登録について第33条の2の2には「二 炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給」等の業務が含まれている。また、災害救助法の改正においては、「登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない」とあり、炊き出しや食品の給与を行う団体のなかで、登録団体とそうではない団体との「差」（実費弁償を貰う団体と貰えない団体との差）がでることは、発災直後の状況を鑑みると適切な対応とは言えない。災害対策基本法第33条に含まれる他の業務も同様。</p> <p>2 基本法第33条の2の3のホ「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者」は差別的であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文についてはパブリックコメントの対象外ですが、登録制度に基づく官民連携の取り組みにおいて、登録されたことだけを理由に実費弁償が生じる仕組みではありません。 ・内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くありません。

	<p>り削除が必要。同様に概要にある欠格事項の「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」という表現も差別であり削除・修正が必要。</p>	
32	<p>(3) 被災者援護協力団体の登録欠格要件について(1)</p> <p>(4) 被災者援護協力団体の登録欠格要件について(2)</p> <p>被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者と規定することとする。</p> <p>と記載されていますが、障害を有している方や自助グループの団体が登録欠格要件に該当すると判断され支援から排除される恐れがあります。解釈によって誤解を招く記載ですので、文案の見直しと訂正を求めます。</p>	<p>内閣府令において、「被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする規定は、障害のある当事者の方を排除する趣旨では全くなく、また、障害のある当事者の方が防災に参加することを否定する趣旨の規定ではありません。</p>
33	<p>災害対策基本法改正案における被災者援護協力団体登録制の欠格条項（第三十三条の二3）ニ「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」を削除するよう強く求めます。</p> <p>復興が長びくと被災地ではストレスから飲酒量が増え、避難所や仮設住宅でアルコール依存症が顕在化します。</p> <p>参考：被災時の飲酒問題 https://x.gd/X8mtL</p> <p>そのため、断酒会などアルコール依存症の自助グループが、精力的な支援活動を行なってきました。</p> <p>参考：宮城県断酒会の被災地支援 https://x.gd/BOGz4</p> <p>そもそも、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者による被災者援護協力団体とは、どのような団体を想定</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、依存症等に関する御意見は参考にさせていただきます。</p>

	<p>しているのですか？</p> <p>中毒者という言葉は医学的に適切ではありません。アルコール依存症でかつ飲酒が止まらない状態を指すのであれば、活動自体成り立ちません。依存症を指すのであれば偏見です。</p> <p>依存症では治癒ではなく回復という言葉を使い、何年断酒していても回復途上にあるとの自覚の元、仲間の中で自己洞察を深め、苦しんでいる仲間を助けます。</p> <p>この欠格条項は彼らの活動を阻害し、依存症への偏見を煽るものです。</p>	
34	<p>欠格条項について、「ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」とあり、これでは障害者団体の排除につながると、議員や参考人から強い意見が出されてきました。ところが、「ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」について指摘はありませんでした。この表現は、差別、偏見を助長するものであり、依存症に関わる者として抗議すべきではないかと考えます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外です。</p>
35	<p>ニ アルコール（中略）中毒者の中毒者とは、ICD10、DSM5では記されていない、非科学的な言葉です。これを記すのも非科学的です。もし「依存症」とした場合、医学的にこの判断が適切なのか専門医の見識を仰いでいますか？有った場合、エビデンスを示してください。無いならば即時削除して下さい。</p> <p>ホ 心身の障害（後略）</p> <p>このエビデンスは有るのなら示して下さい。無ければ即時削除して下さい。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外です。</p>

36	<p>災害対策基本法改正案における被災者援護協力団体登録制の欠格条項（第三十三条の二 3）ニに「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」とあるのは不適切です。以下にその理由を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「中毒者」が何を指すのか曖昧で、現場での混乱だけでなく、差別・偏見の扇動につながる惧れがある。 ●「中毒者」にはこれらの物質使用障害、あるいは依存症者（既往者、回復途上当事者など）が含まれると解釈され、現にこの社会で重要な役割を果たしている当事者自助グループが協力団体から排除される懸念が強い。 <p>よって、この欠格条項を削除するよう強く求めます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、当事者自助グループ等についての御意見は参考にさせていただきます。</p>
37	<p>「アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」</p> <p>中毒者とは何を意味しているのでしょうか。何をもちて欠格とするのでしょうか。審査の透明性、支援する側、支援を受ける側の相互信頼が生まれるような運営を願います。被災における喪失の中で、依存症は進行しやすいものです。疾病を経験したからこそできる支援があること。回復者の力を、支援に活かさないことは大きな損失と考えます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外ですが、依存症や当事者の支援に関する御意見は参考にさせていただきます。</p>
38	<p>欠格事項の、二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者は、依存症者に対する差別であり、削除されるべきとかがえます。</p>	<p>今回のパブリックコメントは内閣府令に対するものであり、法律の条文の削除についてはパブリックコメントの対象外です。</p>

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。